近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度令和2年度後期 新規及び更新の受付開始について(ご案内)

昨今発生している大規模自然災害のほか、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されています。この状況に、各建設会社等は自社の被害を軽減し、早期に通常の状態に復帰することが重要となっています。また、多くの国民が使用する社会基盤の被災は、二次災害防止や早期復旧・復興の鍵となることから、建設会社等と行政機関とが連携しながら災害対応力の強化を図ることが重要となっています。

このため、近畿地方整備局では、平成24年度より『災害時建設業事業継続力認定制度』に取り組み、現在、696社が「災害時の事業継続力を有する会社」として認定しております。

この度、建設業の事業継続計画(BCP)についての令和2年度後期 新規及び更新の受付を下記のとおり実施します。

既に認定を受け、認定期間が令和3年3月31日(平成33年3月31日)までとなっている会社におきましては、今回更新手続きが必要となります。なお、更新の申込の際、「計画の実効性の確保」や「計画を継続的に改善する姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご承知おき下さい。

<更新申請の方へ注意事項>

- ※本認定を受ける際には、災害時対応訓練の記録写真の提出が必須となります。
- ※新規申込により認定を受けた場合、2年間の有効期間をもつ認定証を発行します。 また、更新により認定を受けた場合、3年間の有効期間をもつ認定証を発行します。

記

- 2. 認定書交付日 令和3年3月下旬(予定)
- 3. 申込書類 各種申込様式、審査書類、返信用封筒
- 4. 審査内容 書類審査、メール・電話による内容確認
 - ※詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局 災害時建設業事業 継続力認定制度に関する特設ページをご覧ください。

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

【間合せ窓口】

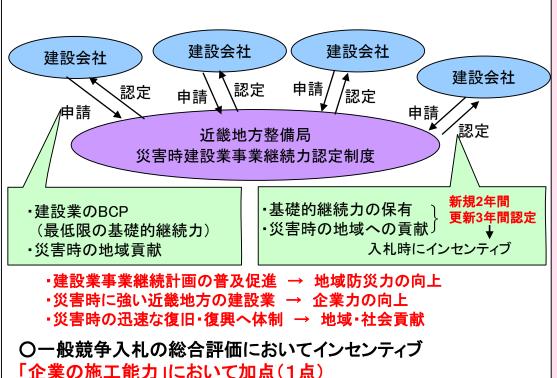
近畿地方整備局 防災室

大阪市中央区大手前1-5-4 TEL:06-6942-1141 (代) 近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 神戸市中央区海岸通29 TEL:078-391-3101

災害時建設業事業継続力(BCP)認定制度の概要

【災害時建設業事業継続力認定制度】

- ・建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価、適合した建設会社に対して認定証発行(2~3年間有効)
- ・建設会社における事業継続計画の策定を促進し、災害時の減災、早期復旧を図る
- ・近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を図る



【申請・認定の対象】下記①②③の全てを満たす会社

- ①建設業法に基づく許可を受けている。
- ②本店、支店、営業所のいずれかが近畿地方整備局管内にある。
- ③近畿地方整備局における一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている会社。

【申込みに必要な書類】

- •申込様式、審査書類(継続計画書)、返信用封筒
- ※詳細は、近畿地方整備局のHP(建設業BCP)参照

https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html

【留意事項】

・更新の申し込みにおいて、訓練実施評価、実災害に基づく計画書の改善についての記載内容及び費用のさほどかからない対策の進捗状況等を確認し、審査の結果、非認定となる場合があります。



- ■これまでに696社認定済(令和2年度前期は、新規8社、更新130社)
- ■令和2年度申込み期間後期【令和2年10月15日~令和2年12月16日】

■申し込みに必要な書類は近畿地方整備局のホームページから入手できます https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html



(②) 国土交通省 近畿地方整備局 ■ 管内各事務所 ■ リンク集 ■ 利用規約/免責事項/著作権

→ 最下部にいきます。

